

陳 述 書

令和5年8月17日

住所 下伊那郡阿智村智果20-1

氏名 熊谷孝志



長野地方裁判所飯田支部御中

1、私は御庁令和3年(ワ)第59号損害賠償請求事件の被告の一人で、平成18年度の園原部落副部落長会計として乙第33号証を作成しましたし、平成19年度は部落長として乙第34号証の監査を受けました。今般中村弁護士から原告準備書面(5)を見せられ、見解を求められましたので、数点陳述します。

2、原告らは、原告準備書面(5)第1-1(1)ウで、まず、本来会計簿はノートに手書きするものなのに、乙第33号証はパソコン等で作成した表を貼り付けて作成されている点を捉えて、乙第33号証は真正の物なのか疑わしいと言います。

今でも覚えていますが、前年度の副部落長会計だった熊谷和美氏は、当時からパソコン操作に慣れていましたから、同氏のエクセルを基に、同氏に教えてもらいながら、18年度の一般会計履歴を転記し、特別会計残高表、現金有り高表を作成し、会計簿に貼り付けました。

ところで、甲第27号証は平成16年度の会計簿ですが、この年度の副部落長会計は原告章文氏で、甲第27号証の作成者です。原告章文氏が作成した甲第27号証もパソコン等で作った表を使用しながら、私がパソコンを使用して作成した表に「内容に疑念がある」と主張されるのは、理解に苦しみます。

更に、甲第27号証には「3 園原特別会計水道」が計上されています。原告は、原告準備書面(5)第1-1(2)および同準備書第1-2で、原告章文氏が「平

成18年度及び平成19年度に、園原部落特別会計の開設を知ることはなかった」といいますが、平成16年度にこの特別会計口座を計上した会計簿を作成した人が、平成18年度、19年度には口座開設を知らないというのは、一体どういうことなのでしょう。更に理解に苦しみます。

3(1)次に原告は、乙第33号証にページが振られていないことを理由に乙第33号証の真正を疑い、冊をまたいでページ番号が連続していないことを捉えて乙第34号証は真正の物なのか疑わしいと言います。

(2)まず、後者の点について申し上げます。

インターネットで見てもらっても、文房具屋で現物を見てもらってもよいのですが、市販の金銭出納帳は、表紙、表紙見開きに次いで、罫線だけありページ番号の記載もない白ページが続き、その後、ページ番号を付された、出納を記載するページが1ページから、多くの場合200ページ程度続きます。この出納を記載するページは、見開いて左右上端にページ番号が印刷されています。このページ番号は最初から印刷されて販売されているものであって、購入者が後からナンバリングするものではありません。その後再度、罫線だけあり、ページ番号もない白ページが数ページあって、裏表紙見開き、裏表紙となります。園原部落でも、コクヨ製の、市販の金銭出納帳を使用しています。

以上の通りですから、原告が言うように、冊をまたいで通番でページ番号が振られるということは、市販の出納帳では考えられないのです。例えば、1冊目の出納帳の人もいれば、5冊目の出納帳の購入者もいるでしょう。1冊目の出納帳の購入者のために1ページから始まる出納帳と、5冊目の出納帳の購入者のためにページ番号が1000ページから始まる出納帳を用意して市販する製造者など、あるわけがありません。市販の出納帳では、冊が変わればページ番号も1から始まるのです。

(3)前者の点については、再度会計簿原本を見てもらえれば分かると思いますが、私が貼り付けた一般会計履歴の左右上端に、「196」「197」「200」というページ番号が透けて見えると思います。198、199が欠落していますが、私には

その理由は分かりませんが、そのようなことはまったく気づかず、作成したエクセル表を貼り付けました。また、一般会計履歴の最終部分と、特別会計残高表を末尾白ページに貼り付け、現金有り高表を裏表紙見開きに貼り付けて、平成18年度の会計簿を完成させましたから、この点に関する原告の主張も理解できません。

以上